

美濃加茂市幼児教育・保育における 適切なかかわりのためのガイドライン

～保育の質の確保・向上を目指して～

〈こどもの権利条約〉

第3条 こどもにもっともよいことを

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、
こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

令和6年3月

美濃加茂市

健康こども部こども未来課



はじめに

子どもの人権・人格の尊重は、従前より、児童福祉の本来的な理念です。

しかし、近年、子どもの気持ちに寄り添い、その人権・人格を尊重するという意識が、保護者や、保育に携わる者だけでなく、広く一般においても高まってきています。そうした子どもの人権に対する意識の高まりの中、かつては特段問題とは認識されていなかった行為や言動でも、より高度な配慮が求められるようになったと言えます。

美濃加茂市では、令和2年3月に「第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の質の高い教育・保育の充実を謳っています。各施設における保育の質の向上への取組はもとより、今後は、より地域全体で、施設の種別や運営主体の別を超えて、各々の実情に即した具体的な実践やマネジメントのあり方を学び合うことのできるネットワークを構築し、専門性に基づく高い人権意識を共に磨き合っていくことが重要です。

本ガイドラインの作成をきっかけに、これまで以上に、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が活発に語られる保育現場の風土が醸成されることを期待しています。

令和6年3月
健康こども部未来こども課
課長 神野 浩明

監修
岐阜聖徳学園大学
教育学部
教授 西川 正晃

目次

1	ガイドラインの位置づけ	3
2	不適切な保育とは	5
3	不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応	8
	(1) 保育所等（各施設）の担当者設定による事案把握	
	(2) 美濃加茂市の相談窓口設置による事案把握	
	(3) 発生時の対応のながれ	
	(4) 事実の確認	
	(5) 事実確認後の対応	
4	不適切な保育が生じる背景	13
	(1) 人権意識の問題	
	(2) 職場環境の問題	
5	不適切な保育の未然防止に向けて（まとめ）	15
	(1) 保育所等の役割	
	(2) 美濃加茂市の役割	
	(資料)「子どもの権利を守り、適切な保育をするために ～子どもの声が聞こえていますか?～」	16
6	美濃加茂市の目指す保育の姿	19
7	このチェックリストの目的	19
	チェックリスト	20

1 ガイドラインの位置づけ

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の11においては、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない」との規定が置かれており、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）第26条においても同様に定めています。保育所等における不適切な保育等の防止の取組や、保育所等で起こった不適切な保育等への自治体の対応について、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年こども家庭庁）」が策定されており、本ガイドラインを踏まえて、適切に対応することとされています。

一方で、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第1章総則1保育所保育に関する基本原則（5）保育所の社会的責任」には、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と謳われています。すなわち、保育所においては、子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子ども的人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならないことを示しています。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）では、保育所等に通う障がい者に対する虐待の防止等について定められており、保育所等における虐待防止措置の具体例として、障がいへの理解を深めるための研修の実施や普及啓発、障がい者に対する虐待に関する相談体制の整備等があげられています。

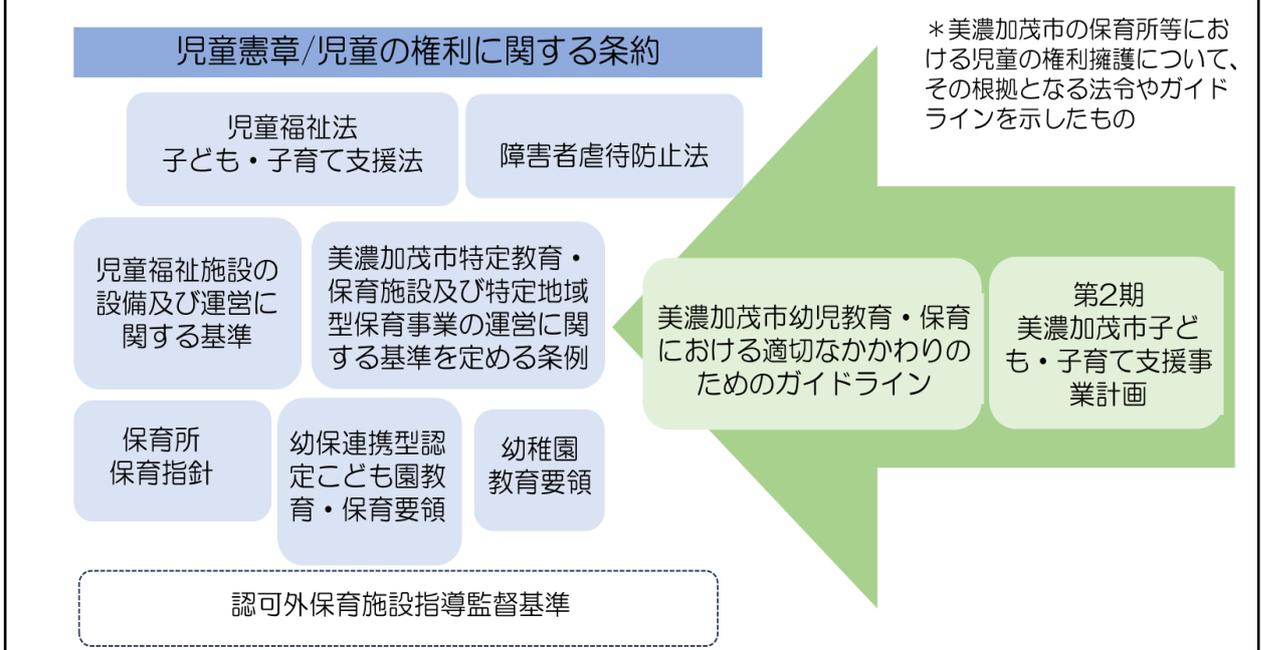
これらのことから、保育所等において不適切な保育が発生した際の対応について、関係法令を含めて整理し（表1・図1参照）、適切なかかわり（保育）を保育士一人ひとりが意識して、保育をすることで、不適切保育の防止につながると考えます。保育の質の確保と向上・保育士の働き方など保育の現場における質的な改善を目指して、本ガイドラインを作成しました。

なお、本ガイドラインの対象施設は市内保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設及び病児・病後児保育施設とします（本文中においては、これらの幼児教育・保育施設について「保育所等」と記載します）。

表1 関係法令等一覧

関係法令等	不適切な保育等の防止に関する条文や内容等
児童福祉法	第33条の10（被措置児童等虐待の定義）一被措置児童等の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。二被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。三被措置児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、（中略）その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。四被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。第33条の11 施設職員等は、被措置児童虐待その他被措置児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。
子ども・子育て支援法	第58条の3 2項 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律およびこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
障害者虐待防止法	第30条 保育所等又は認定こども園の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。
保育所保育指針	第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任 ア保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(3) 保育の方法 ア一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	第3章第2節 6 保育教諭等の役割 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様ななかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、（中略）園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

図1 本ガイドラインの位置づけ



2 不適切な保育とは

本ガイドラインにおいて、「不適切な保育」とは、「保育所等での保育士等による子どもへのかかわりについて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とします。

不適切な保育の具体的な行為類型は、以下のとおりです。

- ① 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- ② 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴なかかわり
- ④ 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
- ⑤ 差別的なかかわり
- ⑥ ジェンダー的なかかわり

③のように、結果として子どもの心身に重大な影響を与えるかかわりは、比較的認識しやすいものですが、他の行為類型ごとの具体的なかかわりとしては、例えば、次のようなものが考えられます。

① 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

- ×朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。
- ×排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める。
- ×「そんなこともできないなら〇〇組からやり直し」「赤ちゃんみたい」などと言う。
- ×食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳しない。
- ×自分から訴えてトイレに行くことができる子どもに対して、無理にトイレに行かせる。
- ×子ども同士のトラブルが起きたとき、子ども達の言い分を聞かず、一方的に判断を下す。
- ×制作活動で子どもが描いた作品を見て、一方的に描きなおすよう働きかける。

② 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

- ×「〇〇しなさい」とどなったり、子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。
- ×寝ずに話をしている子どもの布団を取り上げたり、友だちと離れた場所に敷いたりする。
- ×なかなか寝付けずにいる子どもに対して「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事ができない」と言う。
- ×集団行動を促す言葉がけを聞かない子どもに対し「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言う。

③ 罰を与える・乱暴なかかわり

- ×並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待たず、腕をつかんで引っ張る。
- ×子どもの人数をチェックする際に、子どもの頭を手で叩くようにして数える。
- ×友だちを叩いた子どもに、叩かれると痛いことを分からせるために、子どもの手を叩く。
- ×言うことを聞かない子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に連れて行かない（連れて行かないと脅す）などの罰を与える。

④ 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

- ×提出物が遅い、お風呂に入っていない等に対し、子どもに「またお母さん忘れたの」「昨日お風呂に入れてもらわなかったの」など、親を否定することを言う。
- ×時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。

⑤ 差別的なかかわり

- ×特定の子どもにだけ「おはよう」とあいさつする。
- ×寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。
- ×クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに「〇〇ちゃんは早くできないのね。だめな子になっちゃうよ」と言う。

(参考：全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」)

⑥ ジェンダー的なかかわり

- ×もちもの・・・男女で分ける
- ×順番・・・男の子からね
- ×服装・・・男の子は半ズボン、女の子はスカート
- ×身体の特徴・・・身体的特徴を満たせば男の子という訳ではない。
トランスジェンダー、インターセックスの視点も忘れずに
- ×言葉遣い、話し方・・・「かっこいい」「かわいい」
- ×色・・・男の子は青、女の子はピンク
- ×選択肢・・・〇〇レンジャーごっこは男の子の遊び

これらの行為の中には、保育士等一人ひとりの、子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがあります。

また、保育士等本人は子どものために良かれと思った行為であるために、その行為が子ど

もの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。

いずれにせよ、不適切な行為が疑われた場合には、保育士等の意識や意図に関わらず、事実確認において次のことを明らかにしなければなりません。

- 不適切な保育が疑われる行為の有無（それが生じた具体的状況）
- 不適切な保育が疑われる行為に至った背景（保育の内容、子どもの個別事情、など）
- 不適切な保育が疑われる行為が繰り返し行われていたのか（再発可能性）

事実確認の手順や役割分担については、次項で詳しく示すことにします。

3 不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応

(1) 保育所等（各施設）の担当者設定による事案把握

本来であれば、保育所等において行われる保育に、保護者や保育士等が何らかの違和感を持った際には、まずは当該保育所等の施設長やリーダー層の職員へ、その旨が知らされることが望ましいでしょう。不適切な保育が実際に行われていた場合はもちろんのこと、保育に対する認識の違いや誤解が保護者と保育士等との間にある場合にも、当事者同士が話し合うことで是正・解消できることも多いと思われるからです。

一方で、子どもを預けているという立場の保護者は、保育所等において行われる保育に対して何らかの違和感を持ったとしても、保育士に対して直接指摘をしにくいことも想定されます。そうした場合に気軽に相談できる担当者を保育所等内で設けておくことは、不適切な保育の早期発見・改善の機会となるとともに、保護者の安心にもつながると考えられます。

また、もし、認識の違いや誤解が原因であったとしても、どのような行為が問題だとみられる可能性があるかについて、当該保育所等の職員が認識できる機会となり、保育内容等の改善につなげることができます。

さらに、不適切な保育が疑われる場合に、早期の相談から対応を徹底できれば、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことに繋がります。

各保育所等においては、不適切な保育が疑われる場合における相談担当者を設定し、その報告プロセスを整備し、前もって保育士等や保護者に周知しておくことが重要です。

また、保育にかかわる職員には、保育指針の改定等に対応していく研修を実施し、保育についての認識をアップデートしていくことで保育の質を向上させていく取組も重要です。

(2) 美濃加茂市の相談窓口設置による事案把握

本ガイドラインにおいては、保育士等や保護者が、不適切な保育が行われている疑いが生じた場合に相談できる先として、令和6年4月より、美濃加茂市の対応窓口を明確化します。これまで、保育士等や保護者からの苦情や相談について、直接各園で受け付けること、または、こども未来課で受け付けることがありました。

今後は、不適切な保育が疑われる場合の早期の相談～対応を徹底し、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことに重点を置くため、保育士等や保護者からすみやかに相談いただけるよう、美濃加茂市ホームページ等において、表2のように周知することといたします。

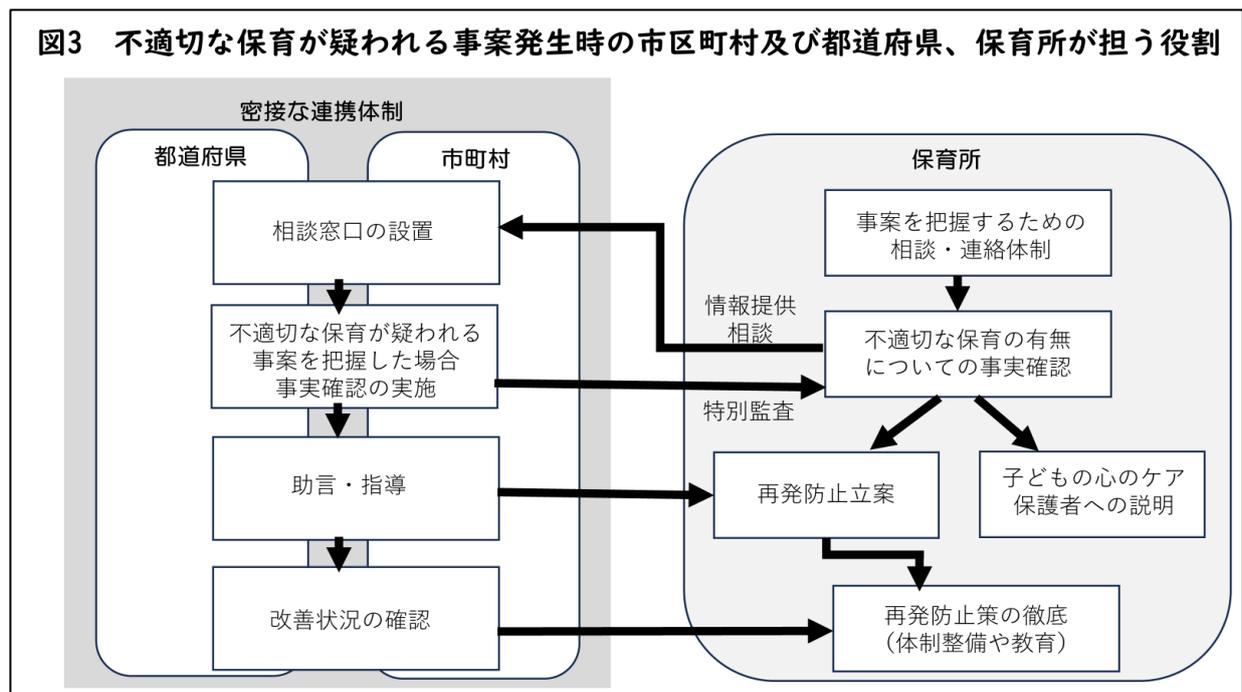
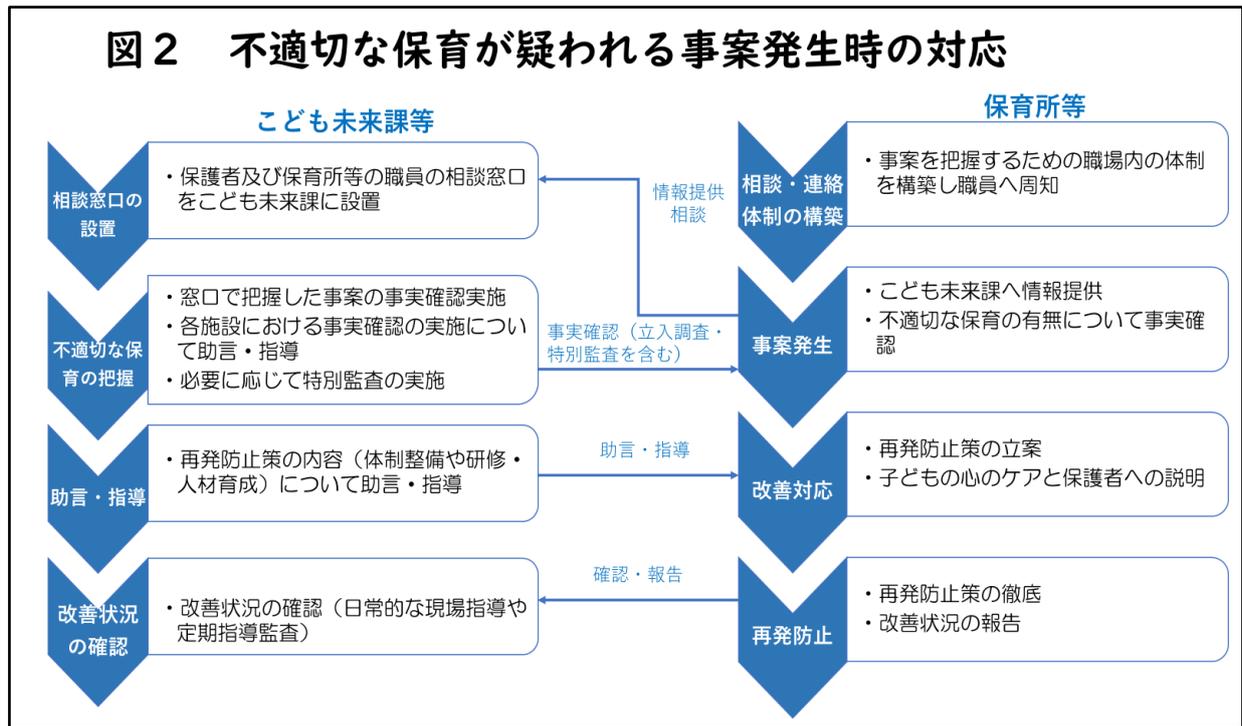
保育所等においても、表2の内容について、入園のしおりや園だより等で、保護者や地域住民に積極的に周知することが望まれます。

表2 保育所等や運営法人に対して、苦情がある場合の問合せ先

<p>1 各施設への問合せ</p> <p>本市の保育所等については、苦情解決のため、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員を各施設に設置しています。不適切な保育が疑われる場合等、すみやかにご相談・お問い合わせください。問合せ先は、各施設から書面交付されたしおりや説明書に記載されているほか、各施設にも掲示されています。</p>
<p>2 市役所への問合せ</p> <p>1で解決しない場合や保育所等や運営法人に相談しにくい内容がある場合は、市役所こども未来課へお問い合わせください。<u>特に、不適切な保育が疑われる場合には、子どもの被害を未然に防ぐためにも、すみやかにご相談・お問い合わせくださいますようお願い</u>します。</p> <p>健康こども部こども未来課 0574-25-2111（代）</p>

(3) 発生時の対応のながれ

美濃加茂市において、不適切な保育が疑われる場合への対応は、保育所等の運営指導を担うこども未来課が担当します。しかし、不適切な保育が疑われる場合への対応は件数も限られており、事案によっては特別監査等の対応が必要となることから、可茂県事務所福祉課及び岐阜県子育て支援課と連携を取りながら対応する体制としています（図2・図3参照）。



(4) 事実の確認

保育所等において、園内で不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、保育所等は、当該事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市に対して情報提供を行い、今後の対応等について協議します。

市は、保育所等や保護者、保育士からの情報提供・相談を受けて事実確認を行うに当たり、保育所等から提供された情報を踏まえつつ、市が緊密に連携して事実関係を正確に把握することはもちろん、保育所等において不適切な保育が行われたと判断する場合には、不適切な保育が行われた要因を分析し理解するとともに、改善に向けての課題を丁寧に把握することが重要です。

保育所等において、事案の事実関係等を確認するにあたり、次に示すような調査票を用いて関係者に聞き取り調査を行います。

(例) 調査票

調査者氏名：	回答者氏名：	月 日 () 時
調査にあたって ・誰が何を回答したかについて、秘密は守られますので、知っていることを正直に教えてください。 ・職員間で、何を話したかや何を聞かれたかについて、詮索しないでください。 ・園全体で改善に取り組んでいくために、組織的な課題について気づいたことを教えてください。		
不適切な保育が疑われる事実	事実確認	具体的な内容
①〇〇に対して△△をした。	見た (いつ： /どこで：) 聞いた (いつ： /誰に：) 知らない	
②□□できない〇〇を△△し、 ××の状態になった。	見た (いつ： /どこで：) 聞いた (いつ： /誰に：) 知らない	
③〇〇に対して××と言った。	見た (いつ： /どこで：) 聞いた (いつ： /誰に：) 知らない	
今回の事案の背景や組織的な課題について		

(5) 事実確認後の対応

不適切な保育が疑われる事案を保育所等が把握した場合の対応は、今後の“より良い保育”の実施を目指し、同様の事案が生じないための環境を整備することが最大の目的です。そのため、個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体として改善するための方法を探ることが重要です。保育所等は、不適切な保育の事実が確認された場合、施設長が中心となり、改善に向けた行動計画を策定し、保育所全体で改善に取り組むことが求められます。

また、不適切な保育が行われた場合、その対象となった子どものみならず、その他の子どもも含め、十分な心のケアを行う必要があります。併せて、不適切な保育が行われた経緯や今後の保育所としての対応方針等について、保育所等を利用する子どもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。その際、不適切な保育を受けた子どもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要があります。

不適切な保育が行われたと判断した場合、市は、書面指導や改善勧告等による改善の指導を行うこととなりますが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指導を行うこととなります。

具体的には、不適切な保育が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、保育所等が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取組に対する助言・指導を継続的に行っていきます。

なお、不適切な保育が行われた保育所等に対し、継続的な支援を実施することは重要ではありますが、不適切な保育が行われた場合に限らず、日頃から保育所等と市が密にコミュニケーションを取りながら、不適切な保育の未然防止や保育の質の向上に取り組んでいくことが望ましいことは言うまでもありません。

4 不適切な保育が生じる背景

不適切な保育が生じる背景としては、“職員一人一人の人権意識”の問題（子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない）と、“職場環境”の問題（施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている）があると考えられます。

（１）人権意識の問題

保育所保育指針第1章総則には、「（５）保育所の社会的責任」として、下の囲みの記載があります。

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

また、保育所保育指針解説（平成30年2月/厚生労働省）では、上記の内容について次のように解説されています。

保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

子どもは身近な保育士等の姿や言動を敏感に受け止めている。保育士等は、自らが子どもに大きな影響を与える存在であることを認識し、常に自身の人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、信頼関係を築いていかななければならない。

このことを踏まえ、保育所等の職員は、常に人間性や専門性の向上に努めるとともに、園内研修における学び合いや外部研修の受講など、組織的な取組を継続的に行う必要があります。

(2) 職場環境の問題

保育士等による不適切な子どもへのかかわりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。

保育所等は、子どもに保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担うことも求められています。加えて、保育所等を利用する子どもとその家庭の多様化、保育時間の長時間化などにより、保育士一人ひとりにかかる負担は大幅に増加しています。

このように、保育士等が多様な対象に対して多様なニーズに対応することを求められる状況においては、保育士等が子どもや保護者一人ひとりに丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じうると言えます。

また、例えば、職場に職員間で日々の保育の振り返りを行う機会などを定期的に持つていれば、不適切なかかわりを未然に防止できたり、不適切なかかわりに陥っていたとしても早い段階で改善されたりすることが期待できますが、そうした機会がない場合、職員同士の気づきが促されないなどの弊害が考えられます。

厚生労働省は、令和2年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を改訂し、各保育現場における保育内容等の評価に関する取組が保育の改善や組織の機能強化になることを示しています。さらに令和3年3月には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」を作成し、職員の業務負担の軽減や働き方の見直しなどについて、組織的に取り組むことの重要性が示されました。

不適切な保育の未然防止のためには、子どもへのかかわりのみに焦点を当ててではなく、これらを活用し、組織全体の改善に取り組んでいくことが重要です。

(参考)

保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>

保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>

5 不適切な保育の未然防止に向けて（まとめ）

保育所等における不適切な保育をなくし、全ての施設で質の高い教育・保育を提供するにあたって、保育所等と美濃加茂市がそれぞれ担う役割について、次のように整理します。

（１）保育所等の役割

- ① 保育士等に対し、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして、保育の質に関して情報を共有し、適切な保育についての園内研修・人材育成を継続的に行う。
- ① 保育内容に関する自己評価（園評価）や公開保育等を活用し、行事計画等を含む日々の保育のあり方に関する保育士等の気づきを促す。
- ② 保育の計画の作成や振り返りに当たっては、不適切な保育が生じないように、職員間の語り合いを通じた気づきを促す。
- ③ 不適切な保育が生じないような職場環境の整備のために、組織的な取組を行う。

（２）美濃加茂市の役割

- ① 保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方を本ガイドラインや各種通知をもって示す。
- ② 子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や研修実施、保育現場で活用できるチェックリスト※の提供等を行う。
- ③ 各保育所等において適切な保育が実現されているか、またそのための体制が整っているかについて、監査や日常的な現場訪問を通じた助言・指導を行う。

※市内の園長、主任をはじめ、各園で話し合ったことをもとにして作成したチェックリストを次ページ以降に掲載しましたので、ぜひご活用ください。各保育現場の実情に合わせた項目に更新したり、職員間で話し合っただけで新たなリストを作成したりすると、より効果的な取組となります。

【資料】

「子どもの権利を守り、適切な保育をするために」

～子どもの声がきこえていますか？～

◆ 乳 児 ◆ (園の集団生活を想定して)

- 離乳食のメニューを教えてほしいな。
- 離乳食は食べる前に混ぜないでほしいな。
- 眠いサインに気づいてほしいな。
- 1番に私を見てほしいな。
- 「～して」って仕草で言ったら分かってほしいよ。
- 「いいよ」「大好き」をいっぱい言ってほしいな。
- いっぱいほめてほしいな。
- 自分で挑戦しているときや好きな遊びをしているときはみていてほしいな。
- 何かをするときは急にしないで、予告してほしいな。
- 眠い時に寝かせてほしいな。
- お腹がすいたらすぐに食べたいな。
- 手づかみ食べを楽しみたいな。
- 何でも触りたいな。
- 何でも舐めたいな。
- 行きたいところに行きたいな。
- 椅子じゃなくて抱っこで食べさせてほしいな。
- 優しい声、優しい笑顔で接してほしいな。
- 私の名前を大切にしてほしいな。(呼び捨てやあだ名で呼ばないでほしいな。)
- 泣きたい気持ちをわかってほしいな。
- 友だちと同じおもちゃがほしいな。
- おんぶばかりではなく、降りて遊びたいな。
- つかまり立ちで満足するまで歩きたいな。
- 上ったり、くぐったりしたい気持ちをわかってほしいな。
- おむつが汚れたら、お尻が痛くなるからすぐに替えてほしいな。

◆ 1 歳以上 3 歳未満児 ◆ (園の集団生活を想定して)

- 遊びは自分で選びたいな。
- 泣いている時は優しく抱っこしてほしいな。
- 野菜は全部食べられないけど、ご飯のおかわりはほしいな。嫌いな食べ物もあるんだよ。
- ご飯の時には待たせないでね。見たらすぐに食べたいな。
- 楽しく食べたいな。
- ご飯の時間になってもまだ遊びたいな。
- 水遊びをいっぱいさせてほしいな。
- 眠くなるまで待ってね。
- たくさんほめてほしいな。
- 話を聞いてほしいな。
- 一緒に遊んでほしいな。
- たくさん抱っこしてほしいな。
- おひざで絵本を読んでほしいな。
- 呼んだらすぐに来てほしいな。
- 靴下履くのを手伝ってほしい時もあるよ。
- 好きなだけ遊びたいな。
- やってみたいこと全部やりたいな。
- いたずらもちょっとはさせてほしいな。
- 走ることが大好きだよ。
- できたことを一緒に喜んでほしいな。
- どんな主張でもまるごと受け止めてほしいな。
- やりたくない時もあるよ。
- おむつ替えを後にしたい時もあるんだよ。
- ちょっと難しいことでもやってみたいな。
- 先生とお家の人、たくさんお話ししてほしいな。
- お友だちとケンカをしても、やさしく見ていてね。
- 気持ちを代わりに言ってほしいな。
- 嫌なことから守ってほしいな。

◆ 3歳以上児 ◆ (園の集団生活を想定して)

- 上手にできたり 1人でできたら、たくさんほめてね。
- 好きな時に先生と遊びたい！甘えたいな！
- お昼寝したくないときもあるよ。みんなが同じ時間だけ寝なくてもいいように考えてほしいな。
- 先生、たくさん抱っこやおんぶしてね。
- 困った時に助けてくれたり、怖いことから守ってほしいな。
- 間違っただけをしても怒らないで、優しく教えてほしいな。
- 友だちがいる前で怒らないでね。
- 気持ちを聞いて、「そうだったんだね」と受け止めてほしいな。
- やりたい！と思ったことを応援してほしいな。
- 困っているとき、うまくできないとき。優しく教えてほしいな。
- 好きな遊びをゆっくり楽しみたいから遊ぶ時間がいっぱいほしいな。
- 遊びを続けているときは自分できりをつけさせてほしいな。
- 1対1でじっくりと絵本を読んでほしいな。
- 集中して遊んでいるときはそっとしておいてほしいな。
- たまには身の回りのことを手伝ってほしいな。
- 1回言われただけでは分からないこともあるよ。ゆっくり何回も教えてほしいな。
- 友だちと比べないでほしいな。
- 静かできつろげるきれいな部屋で過ごしたいな。
- お水を飲む、トイレに行く、お昼寝する、を自分で決めたいな。
- お友だちとけんかしたら、どっちの意見もちゃんと聞いてほしいな。
- わたしたちのやりたい遊びを自分で決めたいな。
- 給食に嫌いな物があったら「残してもいいよ」と言ってほしいな。
楽しい気持ちで少しずつ食べられるようになりたいな。
- 給食のとき、先生に隣に来てほしいな。
- 好きなものから食べたいな。
- 給食は食べたい量を自分で決めるよ。
- 自分と友だちの思いが違うことを何回も知らせて気づかせてほしいな。
- 危ないことをした時、なぜ危ないか教えてほしいな。
- 共感してもらえると、たくさん気持ちを話せるよ。
- 怖い顔や大きな声はびっくりしちゃう、笑っている先生が大好きだよ。

6 美濃加茂市の目指す保育の姿

子どもの生まれながらにして持っている「生きる力」を最大限に引き出すことで、これからの時代を生きるための力「非認知能力」を育みます。

市内全域をフィールドに各園の特色を活かした子ども中心、遊び中心の保育を充実させ、実践していきます。

保育の質を高め、「子ども中心」「好きな遊び中心」の保育環境を過不足なく提供できる保育を目指していきます。

7 このチェックリストの目的

このチェックリストは、保育を行う上で重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について改めて意識を高め、自らの保育をふりかえっていただくとともに、自己点検の機会として、保育の専門職としてのさらなる保育の質の向上を目指しています。

【適切なかかわり】

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重するかかわり
- (2) 子ども一人ひとりの思いを受け止め、応答的なことばかけ
- (3) ていねいなかかわり
- (4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮
- (5) 平等なかかわり
- (6) ジェンダーレスなかかわり

【保育士としての心もち】

- (1) 子どもと遊びを楽しむ
- (2) 子どもの命を守る
- (3) 保護者とともに子どもの成長を支える、見守る、喜ぶ
- (4) 健康管理
- (5) お互いに高め合う保育集団を目指す
- (6) 保育に対する思いを園内で共有

【保育士の働く環境の改善に向けて】

- (1) 働きやすい職場づくり

【チェックリスト】

このチェックリストは、美濃加茂市の目指す保育の姿の実現に近づくように保育の質の向上を図るため、「適切なかわり」をふりかえるものです。

自分で「これはできている」と思う数字をチェックしてください。チェックは4段階になっています。（1：あまりできていない～4：充分できている）自分で該当すると思うところに○をつけてください。

1. 登園時、遊び

		内容	自己評価	理由
登 降 園 時	1	登降園時、子どもや保護者に対して笑顔で明るくあいさつしていますか。	1 2 3 4	【園生活に期待を持つ】 子どもにも保護者にも安心感をもってもらい、信頼関係を築いていきます。
	遊 び	2	子どもの自発的な遊びを大切にしていますか。	1 2 3 4
3		子どもと一緒に遊びを楽しんでいますか。	1 2 3 4	【一緒に遊ぶ】 子ども一人ひとりを理解することにつながります。子どもとの共感できる場面が増えると楽しくなります。
4		子どもが自らやってみたくなるような環境をつくっていますか。	1 2 3 4	【子どもの興味関心を探る】 保育士が体験させたい遊びも大切にしていきましょう。共主体とは、子ども主体と大人主体がバランスよく共存して共に学び合う関係のことです。
5		子どもの遊びの様子に合わせた環境をつくっていますか。	1 2 3 4	危険箇所は園内で情報共有し、安全点検も行います。
6		やりたいことが十分できる時間と場所を保障していますか。	1 2 3 4	【継続して遊べる場所と時間の保証】 十分に遊び込むことで非認知能力を育みます。 遊びの続きができるようにすることも大切です。
7		おもちゃは出し入れしやすくなっていますか。	1 2 3 4	【環境設定】 自分で必要なものを取り出したり、片付けたりしやすくすることで遊びへの意欲も増します。

2. 生活

2-1. 生活（排泄）

		内容	自己評価	理由
排泄	1	排泄できたときは一緒に喜び合っていますか。	1 2 3 4	【清潔】 排泄にマイナスのイメージ（トイレが暗くて怖い、家と違うから行きたくない、失敗して叱られるかもしれないなど）持つことがないようにコミュニケーションをとりながら、温かい言葉をかけましょう。
	2	（未満児） 一人ひとりの排泄の間隔を把握し、トイレに誘っていますか。	1 2 3 4	【排泄の自立】 タイミングが合って、トイレで排泄ができたときには一緒になって喜んだり、褒めたりすると、意欲や自信につながります。
	3	（以上児） 自分のタイミングでトイレに行けるようにしていますか。	1 2 3 4	【排泄の自立】 子どもが自分のタイミングでトイレに行くことができるように促します。 子どもが自分で自分の行動を決め、それを伝える事ができるようになります。
	4	失敗をしても子どもが気持ちよく着替えることができるよう配慮していますか。	1 2 3 4	【プライバシーの保護】 （気持ち）失敗をしたことを「いけないこと」と思わせないような言葉かけが大切です。 （場所）プライバシーに配慮し、着替えスペースを確保しましょう。
	5	トイレは常に清潔に保っていますか。	1 2 3 4	【環境整備】 子どもが安心してトイレを使うことができます。

2-2. 生活（食事）

		内容	自己評価	理由
食事	1	一人ひとりに合わせた量や味覚に配慮していますか。	1 2 3 4	【健康】 一人ひとりの適量を知り、食べられたという満足感を得られるようにする。満足感、達成感が食べる意欲につながります。 食べられるものから食べさせ、食べたくないもの・嫌いと思っているものは一口ずつ食べさせてみるなど工夫してみましょう。
	2	（未満児） ひとつのテーブルに保育士が一人はついていきますか。	1 2 3 4	【命を守る】 一人ひとりの食事の様子を把握することができます。また、誤嚥などの事故を防ぎます。
	3	咀嚼して飲み込める適切な大きさや量に配慮していますか。	1 2 3 4	【健康】 完食をすることだけが目標ではありません。一人ひとりにあった量や好みを把握し、まずは、楽しく食べる事を大切にしましょう。
	4	眠たくなった子の口に食べ物が入っていないか確認していますか。	1 2 3 4	【命を守る】 誤嚥を防ぐことができます。
	5	「おいしいね」「今日は〇〇が入ってるね」などの会話をしながら食事をしていますか。	1 2 3 4	【健康】 楽しく食べることができる雰囲気づくりをしましょう。
	6	アレルギーのある子に複数の保育士で確認していますか。	1 2 3 4	【命を守る】 アレルギーのある食材について情報共有し、誤食しないように十分気を付けることが大切です。
	7	食べた後に口の周りや服が汚れていたら、拭いたり着替えたりして清潔にしていますか。	1 2 3 4	【清潔・健康】 不快ということを感じ、きれいにするための気持ち良さを伝えていきましょう。口の周りを拭かないと痒くなることがあります。

2-3. 生活（着替え・午睡）

		内容	自己評価	理由
着替え	1	プライバシーに配慮して対応していますか。	1 2 3 4	<p>【プライバシーの保護】</p> <p>子どもが着替えるときは、近隣から見えないようにしたり、年齢に関わらず裸を見られたりしないように注意することが大切です。子ども自身にもプライベートゾーンを守ることの重要性を伝えていきましょう。</p>
	2	気温や活動に応じて衣服の調節ができるようになっていきますか。	1 2 3 4	<p>【健康】</p> <p>子どもが不快という気持ちを尊重し、すぐに着替えができるようにしましょう。</p> <p>汗をかいたり濡れたりしたら着替えることを知らせ、衣服の調節ができるようにしていきましょう。</p>
午睡	1	気持ちが落ち着く環境をつくっていますか。	1 2 3 4	<p>【休息・安心】</p> <p>心地よいトントン、音楽、顔色に見える明るさ、室温などに気を付けると、安心して体を休めることができます。</p> <p>【命を守る】</p> <p>午睡チェックはSIDS（乳幼児突然死症候群）や窒息といった事故から、子どもを守るために必要なことです。</p>

3. 保育士のかかわり

	内容	自己評価	理由
保育士のかかわり	1 子どもと会話する時は、表情を見て共感しながら聞いていますか。	1 2 3 4	【ていねいなかわり】 ゆったりと話を聞くことで子どもは安心して自分の思いを伝えることができます。保育士も子どもの気持ちや状況を把握することができます。
	2 分かりやすい適切な言葉を使って話をしていますか。	1 2 3 4	【ていねいで分かりやすい言葉かけ】 「～しません」ではなく「～しましょう」と話すと伝わりやすいです。 簡潔に話すと分かりやすいです。
	3 子どもを呼び捨てやあだ名などで呼ばないようにしていますか。	1 2 3 4	【人権を守る】 人格を否定しないように、名前で呼びましょう。
	4 子どもの前で、家庭の状況などの個人情報を大人同士で話さないようにしていますか。	1 2 3 4	【人権を守る・個人情報の保護】 子どもたちは聞いています。個人情報にあたるので、十分に注意しましょう。
	5 個人情報の掲示は必要に応じて移動できるようにしていますか。	1 2 3 4	【個人情報の保護】 保育室内にアレルギーや疾患などの情報の掲示が必要な場合には、保護者の承諾をとりましょう。
	6 男女差を意識しない関わりをしていますか。	1 2 3 4	【ジェンダーに関する意識を持つ】 性別によって色や模様など決めつけないことなど意識することが必要です。
	7 「みんなちがってみんないい」という気持ちで対応していますか。	1 2 3 4	【平等・人権尊重】 男女、国籍など、差別なく平等にかかわることが大切です。一人ひとりの個性を受け止め、丁寧に対応しましょう。自分の価値観を押し付けないようにしましょう。

4, 保護者とのかかわり

		内容	自己評価	理由
保護者との情報共有	1	ケガをしたときはその日のうちに、保護者に直接、丁寧に伝えてありますか。	1 2 3 4	<p>【命を守る】</p> <p>ケガをしたときの状況と園での対応をわかりやすく伝えましょう。降園後に電話で様子を聞いたり、次の日の登園時にも声をかけたりして丁寧に対応することが大切です。状況によっては、自分一人で対応せず、園長や主任と一緒に対応することも必要です。</p>
	2	場所や音量、言葉遣いに配慮し、保護者と話していますか。	1 2 3 4	<p>【信頼関係】</p> <p>保護者にため口で話さないことが大切です。保育士と保護者という立場をわきまえ、丁寧に話をするようにしましょう。</p> <p>【プライバシーの保護】</p> <p>他の保護者に話が聞こえないように配慮することが大切です。</p>
	3	保護者の不安感や困り感に気付くことができますか。	1 2 3 4	<p>【保護者との信頼関係】</p> <p>保護者と積極的にコミュニケーションをとることで、信頼関係が生まれ、話しやすくなります。保護者の様子に変化がみられるときは、声をかけるようにしましょう。保護者の不安感は子どもに影響することが多いです。</p>
	4	園での子どもの様子を伝えてありますか。	1 2 3 4	<p>【保護者との信頼関係・相互理解】</p> <p>様子を伝え合うことで子育ての楽しさや成長の喜びを保護者と共有することができます。</p> <p>園に対する保護者の信頼や協力が得られるようになります。</p> <p>トラブルがあったときは、園長、主任と一緒に対応するなど、複数で対応するようにしましょう。</p>

5	家庭での子どもの様子を聞いていますか。	1 2 3 4	【家庭状況の理解】 プライバシーを守りながら、子どもの家庭環境を共有することが大切です。
6	子どもの家庭での様子を職員間で共有していますか。	1 2 3 4	共有することで、園全体で家庭と共に子どもに適切な対応ができます。
7	親子で子どもの成長をともに喜びあえるような活動の場を設けるようにしていますか。	1 2 3 4	【保護者の子育て力の向上】 保育参加や参観日などの親子の行事への参加を呼びかけます。 保護者が子どもの成長を感じることで、子育てについて前向きな気持ちを持てるきっかけとなります。

5. 働き方

自分の振り返り、情報収集、自己管理、職員間コミュニケーション、
保育士の自覚とプライド

		内容	自己評価	理由
自分の振り返り	1	自分（今日）の保育やかかわりを振り返っていますか。	1 2 3 4	【仕事のやりがい】 子どもとのかかわり方を客観的に見て、うまくいったことは自分を褒め、うまくいかなかったことについては、「次はこんな方向でやってみよう」と試してみると保育の幅が広がっていきます。
	2	反省や気づきを記録として残すようにしていますか。	1 2 3 4	【仕事のやりがい】 日々の気づきを記録に残すことで、子どもの成長と自分の成長を振り返ることができます。
	3	自分がわくわくする保育ができていますか。	1 2 3 4	【保育士の主体性】 子どもと一緒に遊びや成長を楽しむ保育を目指していきましょう。子どもとわくわくを共有できると保育が楽しくなります。
情報収集	1	研修や保育雑誌、インターネットなどを通して、保育に関する情報を取り入れていますか。	1 2 3 4	【保育士の主体性】 積極的に新しいアイデアを取り入れることで、マンネリ化せず、スキルアップして、自分がやってみたい保育ができます。 常に学び続けることが大切です。
	2	自分が受けた研修に出られていますか。	1 2 3 4	【自己研鑽】 研修はスキルアップにつながります。専門知識を高め、新しい情報を得る事ができます。自分から積極的に参加し、研修が終了したら、園で内容を共有しましょう。

自己管理	1	感染症予防を含む体調管理に気を付けていますか。体調に左右されず、声かけができていますか。	1 2 3 4	【健康管理】 保育士が元気だと子どもといっばい遊ぶことができます。 子どもの気持ちを受け止め、応えるためには、保育士もエネルギーが必要です。
	2	仕事とプライベートは分けていますか。	1 2 3 4	【守秘義務・公私の切り替え】 園の情報を他言してはいけません。守秘義務があります。 意識してリフレッシュの機会を設けて、上手に気分転換を図ることが大切です。保育以外のことにも興味関心を向けたり、職場以外の人と積極的に付き合ったりすることも保育者としての幅を広げることになります。
	3	休日や帰宅後に緊急ではない連絡をしないようにしていますか。	1 2 3 4	【公私の切り替え】 仕事とプライベートを分け、今、連絡が必要なのかどうかを判断しましょう。
	4	見通しを持って保育事務、準備ができていますか。	1 2 3 4	【仕事の効率化】 仕事の優先順位を考えたり、計画的に進めたりすることで、保育に余裕がうまれます。周りの職員の動きにも注目してみるとよいです。上手く進まない時は、相談してみましょう。

職員間コミュニケーション	1	常に報告、連絡、相談し、話し合いができるようにしていますか。	1 2 3 4	【コミュニケーションの大切さ】 こんなことを報告しなくてもいいのでは、と自分で判断せず、報告することが重要です。 報連相で共有すると、コミュニケーションの回数が増えます。 共有することでミスやトラブルも事前に防ぐことができます。 その結果、安心して保育を進める事ができます。
	2	職員同士、共通理解して保育を進めていますか。	1 2 3 4	
	3	悩みがあった時、一人で悩まず相談できていますか。	1 2 3 4	
	4	職員同士助け合って保育を進めていますか。	1 2 3 4	【チームワーク・危機管理】 自分一人で保育しているわけではありません。 困ったときは、お互いに助け合える関係づくりが大切です。 子どもたちの安全安心な園生活にもつながります。
	5	認める声かけや感謝の気持ちを伝えていますか。	1 2 3 4	【お互いを尊重し合う】 職員同士、良い所を認め合うことで、気持ちがポジティブになり、やる気アップにつながります。 自分の保育に自信が持て、自己肯定感が高まります。 保育士の姿を見ている子どもにも良い影響を与えます。
	6	子どもの成長や嬉しかったことを共有できていますか。	1 2 3 4	【達成感・チームワーク】 うれしいことは話したくなるから、保育士同士で共有して、喜び合いましょう。保育の仕事が楽しくなります。

	7	自分の思ったことを職員会議や園内研修などで発言するようになっていますか。	1 2 3 4	<p>【自分の意見を言う・相手を尊重する】</p> <p>自分の意見や考えをみんなに伝えることも大切です。遠慮しないで発言してみましょう。他の人の話に対して、否定せずに聞きましょう。</p> <p>いろいろな意見を聞くことで気づきや学びがあります。お互いの考えを認め合うようにしましょう。</p>
保育士の自覚とプライド	1	保育士としての自覚と誇りを持って仕事をしていますか。	1 2 3 4	<p>【保育士としての自覚】</p> <p>保育士は、人としての土台を育てる責任のある尊い仕事です。このことを常に心に置いておきましょう。保育園、こども園は、子ども、保護者にとって子育てのよりどころになっています。</p>

6. 職場づくり（管理職用）

	内容	自己評価	理由
S/U 加職	1 保育事務の時間がとりやすいように配慮していますか。	1 2 3 4	【保育士の働き方の改善への取組】 保育士、子どもの状況把握から、働きやすい職場づくりをするのは、管理職の役割です。人事担当などの行政部署との交渉もしていきましょう。
	2 子どもも保育士も心にゆとりのある時間、人事配置ができていますか。	1 2 3 4	【自己研鑽】 自分から学ぼうとする気持ちを応援します。積極的に研修に参加しましょう。
	3 土日の研修の時間外を保障していますか。	1 2 3 4	【健康管理】 リフレッシュして新たな気持ちで保育にあたるように配慮することは管理職の役割です。職員同士もお互いに取りやすいように連携し合しましょう。
	4 休憩、休暇が取りやすいように職員同士で助け合っていますか。	1 2 3 4	【職場の雰囲気づくり】 職員同士が遠慮なく発言できるような雰囲気を作ることは大切です。職員が自分ひとりで抱えず、話しやすい園は、チームワークを高めることができます。また、職員同士、同じ思いで保育を進めていくことができるようになります。
	5 職員が職員会議や園内研修で発言しやすい雰囲気づくりをしていますか。	1 2 3 4	
	6 報告、連絡、相談ができる園の体制になっていますか。	1 2 3 4	